

夜間営業騒音の規制について

埼玉県生活環境保全条例において、夜間(午後10時から翌日午前6時)、次に掲げる7種類の営業には、騒音に関する規制がかかります。

規制対象営業

(県内全域(さいたま市を除く。))が規制対象となります)

- 1 飲食店営業
- 2 喫茶店営業
- 3 ボーリング場営業
- 4 バッティングセンター営業
- 5 ゴルフ練習場営業
- 6 小売店営業(店舗面積が500m²以上)
- 7 公衆浴場営業(保養を目的とするもの)

※さいたま市については、さいたま市生活環境の保全に関する条例が適用されます。

騒音の規制基準

区域区分		規制基準値(午後10時から翌日午前6時)
1種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45デシベル
2種	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外	
3種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	50デシベル
4種	工業地域 工業専用地域	

(注)1 表に掲げた値は事業場の敷地境界における基準値です。

2 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めていますが、一部異なる地域があります。

深夜における音響機器の使用禁止

規制対象の夜間営業(前ページの7営業参照)を行っている方が、音響機器が使用禁止とされている区域内で、深夜(午後11時から翌日午前6時)営業を行う場合、次に掲げる音響機器を使用することは、条例で禁止されています。ただし、音響機器から発生する音が営業を行う場所の外部に漏れない場合は除かれます。

使用禁止となる音響機器

- 1 カラオケ装置
- 2 ステレオセットその他の音声機器
- 3 拡声装置
- 4 録音・再生装置
- 5 有線ラジオ放送装置(受信装置に限る)
- 6 楽器

深夜音響機器が使用禁止となる区域

第1種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域
第1種住居地域
準住居地域
準工業地域
都市計画区域外

第2種低層住居専用地域
第2種中高層住居専用地域
第2種住居地域
近隣商業地域
用途地域の指定のない区域

(注)1 商業・工業・工業専用地域は対象外です。

2 使用禁止区域は都市計画法の規定による用途地域に基づき定めています。